

日本語教育能力の判定に関する報告（案）

1. 資格制度創設の目的

(1) 日本語教師の資格や養成に関する課題

- 現在、日本語教師の資質・能力を証明する資格はない。出入国在留管理庁が定める「日本語教育機関の告示基準」の教員要件はあるものの、日本語教師の資質・能力を正面から担保する仕組みは十分とは言えない。
- 大学の日本語教師養成課程や民間の日本語教師養成研修の教育内容及び質が均質でなく、養成された日本語教師の資質・能力にばらつきが生じている。
- そのため、日本語教育が必要な学校をはじめとする教育機関や企業・事業者、地方公共団体等が専門性を有する日本語教師の確保に苦慮している。また、ボランティアによる日本語学習支援が行われているが、人員的にも専門的にも限界である。

(2) 日本語教師の質の確保

- 日本が外国人材の受入れを表明する上で、コミュニケーション支援として日本語教師の質を高め、有資格者の活躍の促進により外国人に対する日本語教育の質を向上させることは、外国人が我が国で活躍し、安心して生活できる基盤を構築することにつながる。教育の質の担保は、受け入れる外国人及びその家族にとって大きな安心となる。
- 専門家としての日本語教師の資質・能力の証明がなされることにより、外国人を雇用する企業や事業者、地方公共団体、学校等が専門家としての日本語教師を雇用する際の判断基準が明確になり、質の高い日本語教育の普及につながる。
- 海外における日本語学習熱の高まりを受け、世界中で日本語教育の需要が増している。日本語教師の質が確保されることにより、海外での日本語のプレゼンスの向上に繋がる。
- 日本語教師の質が確保されることにより、地域における「生活者としての外国人」の日本語教育に携わるボランティアの負担を軽減し、日本語学習環境の整備に大きく資するとともに、ボランティアの本来の活動を促進することにつながる。

- 職業として日本語教師をしている者の資質・能力の向上のために考えられる方策を一つの仕組みで解決するためには、公的な資格制度を設けることが最も効果的である。

(3) 日本語教師の量の確保

- 日本語教育に関する専門的な教育を大学等の教育課程で受けても、日本語教師として活躍していない層が相当数存在すると考えられることから、公的な資格創設により社会的地位を示すことによって、潜在する日本語教育人材の掘り起こしにつながる。
- 政府の働き方改革などにより、女性やシニア層の活躍、副業・兼業が一層進むことにより、新たな職業分野として日本語教師への注目が高まることが考えられる。日本語学習者が多様化する中で、多様な職業分野の専門性や豊富な経験を有する人材の新たな活躍の場として期待される。
- 日本語教師とともに、日本語学習支援者として日本語教室に関わる人材に対する研修機会を充実させることにより、日本語教育人材の裾野を広げていくことも必要である。

(4) 日本語教育が必要な分野・層の拡大による日本語教師の多様性の確保

- 日本語教育が必要な分野・層が拡大する中、多様な背景を有する日本語教師が求められている。そのため、社会人を含む幅広い層に目指される職業となることが求められている。
- 特に、就労者（技能実習や特定技能を含む）及び就労希望者に対する日本語教育を担う人材が不足しており、職業分野別あるいは業種別の日本語教育プログラムを実践できる日本語教師が求められている。
- このほか、「生活者としての外国人」や留学生、日本語指導が必要な児童・生徒等、難民等に対する日本語教師のほか、海外に赴く日本語教師など、日本語教育が必要な分野は広がっていることから、日本語教育の専門性に加えて、様々な経験を生かし多様な人材が活躍できる職業となっている。
- 上記の理由から、社会人経験者を対象とした日本語教師養成研修など、多様なルートから日本語教師を目指せるよう、配慮することが必要である。

(5) 日本語教師の資質・能力の証明

- 日本語教師の資格制度は、専門家としての日本語教師の資質・能力の証明のために、設けるものである。
- 専門家としての日本語教師の資質・能力の証明がなされることにより、日本語教育機関をはじめ、外国人を雇用する企業や事業者、地方公共団体、学校等が日本語教師を雇用する際の判断基準が明確になり、質の高い日本語教師が確保しやすくなる。
- 専門性を有する日本語教師が、自らの資質・能力の証明を資格制度によって容易に行えるようになることで、より良い職業選択につながりやすくなることが期待される。
- 専門家としての日本語教師の資質・能力の証明がなされることにより、日本語教育機関の教育の質の向上につながり、国内外の外国人に対する日本語教育の推進にも資すると考えられる。

2. 資格制度の枠組み

(1) 資格制度とは

- 外国人等に日本語を教える日本語教師の資質・能力を確認し証明するための資格を定めて、日本語教師の質の向上及びその確保を図り、もって国内外の日本語教育を一層推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進及び友好関係の維持発展に寄与することを目的とする。
- 日本語教師の資格の名称は「公認日本語教師」とする。

(2) 資格取得の要件

- 資格制度創設の目的である日本語教師の質を確保する観点から、第二言語として日本語を教える体系的な知識・技能を有し、日本語教師としての専門性を有する者を判定するため、平成31年3月「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」に示された日本語教師の養成修了段階で身に付けておくべき基礎的な資質・能力を育成するために必ず実施すべき内容（以下、「必須の教育内容」という。）に基づいた知識の有無を測定する試験の合格を要件とすることが適当である。

- 日本語教師に求められる資質・能力のうち、日本語教師に必要な技能・態度に含まれる実践力を身に付けるため、教育実習の履修を必須要件とすることが適当である。
- これからの時代、多様な国籍、ニーズ、背景を持つ外国人と向き合い、対応できる日本語教師には幅広い教養と問題解決能力が必要であることから、学士以上の学位を有することを要件とすることが適当である。
- 年齢・国籍・母語を資格の要件としない。

(3) 試験実施及び登録の体制

- 資格要件となる試験であることから、試験実施及び登録機関を定めることが適当である。全国各地での日本語教育の試験の実施に関する専門的な知見及び資格取得の要件を満たす者を選定する専門的な知見を有する機関を指定することが適当である。
- 受験機会を確保するため、受験回数、受験地域について検討が必要である。
- オンラインによる受験の実施については、今後の検討課題とすることが適当である。
- 試験実施及び登録機関の指定に当たっては、安定的な管理運営が可能となるよう要件を設けて選定することが必要である。

(4) 有効期限の設定

- 日本語教師に求められる資質・能力の維持の観点から、有効期限を設けることとし、その期限は10年程度が適当である。

(5) 欠格事由

- 欠格事由について定める必要がある。
- 教育関係の資格の一般的な欠格事由を参考とすることが適当である。

3. 資格取得要件 1 : 試験

(1) 受験資格

○受験資格は設けないこととする。

例えば、大学在学中に受験・合格し、大学卒業と同時に、資格取得要件を満たした上で、登録することは可能とする。

(2) 内容

○日本語教師としての専門性を有する者を判定するための試験の内容は、平成31年3月「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」に示された日本語教師の養成修了段階で身に付けておくべき基礎的な資質・能力を育成するために必ず実施すべき内容である「必須の教育内容」に基づくものとする。

<必須の教育内容>

- (1) 世界と日本の社会と文化 (2) 日本の在留外国人施策 (3) 多文化共生
- (4) 日本語教育史 (5) 言語政策 (6) 日本語の試験 (7) 世界と日本の日本語教育事情
- (8) 社会言語学 (9) 言語政策と「ことば」 (10) コミュニケーションストラテジー
- (11) 待遇・敬意表現 (12) 言語・非言語行動 (13) 多文化・多言語主義 (14) 談話理解
- (15) 言語学習 (16) 習得過程 (17) 学習ストラテジー (18) 異文化受容・適応
- (19) 日本語の学習・教育の情意的側面 (20) 日本語教師の資質・能力
- (21) 日本語教育プログラムの理解と実践 (22) 教室・言語環境の設定
- (23) コースデザイン (24) 教授法 (25) 教材分析・作成・開発 (26) 評価法
- (27) 授業計画 (28) 教育実習 (29) 中間言語分析 (30) 授業分析・自己点検能力
- (31) 目的・対象別日本語教育法 (32) 異文化間教育 (33) 異文化コミュニケーション
- (34) コミュニケーション教育 (35) 日本語教育とICT (36) 著作権
- (37) 一般言語学 (38) 対照言語学 (39) 日本語教育のための日本語分析
- (40) 日本語教育のための音韻・音声体系 (41) 日本語教育のための文字と表記
- (42) 日本語教育のための形態・語彙体系 (43) 日本語教育のための文法体系
- (44) 日本語教育のための意味体系 (45) 日本語教育のための語用論的規範
- (46) 受容・理解能力 (47) 言語運用能力 (48) 社会文化能力 (49) 対人関係能力
- (50) 異文化調整能力

○試験の内容のほか、試験の方法について今後検討する必要がある。

4. 資格取得要件 2 : 教育実習

(1) 教育実習実施機関及び指導時間

- 日本語教師に求められる資質・能力のうち、日本語教師に必要な技能・態度に含まれる実践力を身に付けるため、教育実習の履修を必須要件とする。(再掲)
- 教育実習実施機関は、大学及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関とし、これらの機関は、教育実習の一部を外部の日本語教育機関等と連携して実施することを可能とする。
- 大学の日本語教師養成課程（主専攻45単位、副専攻26単位以上）において、教育実習（1単位以上）を必ず履修し修了することとする。
- 文化庁届出受理日本語教師研修実施機関（420単位時間以上）において、教育実習（45単位時間以上）を必ず履修し、成績評価を受け、修了を認定されることを要件とする。
- 教育実習の時間数は、最低基準を示すこととする。1単位時間は45分以上とする。
- 教壇実習については、大学及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関が用意した機関・団体で実施することとし、海外も認めることとする。
- 教育実習実施機関は、留学生に加え、「生活者としての外国人」や就労者、児童生徒等、海外など、日本語教師の活動分野となる多様な教育実習現場を設定するよう努めることとする。

(2) 内容

- 日本語教師に求められる資質・能力のうち、日本語教師に必要な技能・態度に含まれる実践力を身に付けるため、教育実習の履修を必須要件とする。
- 日本語教師の教育実習の内容は、平成31年3月「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」に示された日本語教師の養成修了段階で身に付けておくべき基礎的な資質・能力を育成するために必ず実施すべき内容である「必須の教育内容」の「(28)教育実習」に定められた指導項目に基づくものとする。

○教育実習の指導項目は、①～⑥の内容を全て含むこととする。

①オリエンテーション

②授業見学

③授業準備

④模擬授業

※授業計画や教材、指導方法などの妥当性を検討することを主な目的として、受講生同士が教員役と学習者役に分かれるなどして、授業のシミュレーションを行う活動を指す。

⑤教壇実習

※現実の日本語学習者に対して、その学習・教育の効果を狙って、実際に指導を行う活動を指す。

⑥教育実習全体の振り返り

○教育実習実施機関によって教育実習の内容や質に大きな差が生じないように配慮すべきである。

(3) 指導方法

○原則として対面による指導を行うこととする。

○双方向通信可能なメディア等を利用した遠隔による教育実習については、採用しないこととする。今後、将来的な実施に向けて検討が必要である。

(4) 教壇実習の指導時間及び対象

○教壇実習においては、出入国在留管理庁が定めた「日本語教育機関の告示基準」における日本語教育機関の指導時間の下限である1単位時間（45分）以上の指導を標準とすることが必要である。

○教壇実習の対象となる学習者については、日本語を母語としない者を要件とする。

○教育機関が定めたシラバス・カリキュラムにのっとり行われるクラス形式の授業を経験することを要件とし、5名以上に対する指導を標準とすることが必要である。

○大学及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関においては、その他の授業形態（グループ、マンツーマン等）や、留学生や「生活者としての外国人」、就労者、児童生徒等の活動分野別の教育実習現場を選択的に経験できるようにすることや、レベル別・科目別の指導経験を得られるよう努めることが望ましい。

5. 資格取得要件3：学士

- 多様な国籍，ニーズ，背景を持つ外国人に教育者として向き合い，対応できる専門職として期待される日本語教師には，幅広い教養と問題解決能力が必須である。
- 法務省が告示をもって定める日本語教育機関に在籍する留学生の大半が大学等の高等教育機関に進学を希望する者であることから，公認日本語教師の登録要件の一つとして，学士以上を有することを加えることが適当である。
- 日本語教師が教育職として海外で活躍する上で，国際標準の観点からも学士以上を有することが適当である。

6. 経過措置（「日本語教育機関の告示基準」に定められた教員要件を満たす者の取扱い）

- 出入国在留管理庁が定める「日本語教育機関の告示基準」第1条第1項第13号の教員要件を現に満たす者の取扱いについては，新たな資格となる公認日本語教師の要件を満たす者として，一定の移行期間を設け，公認日本語教師として登録を行えるようにすることが適当である。

7. 更新講習の要件

(1) 目的

- 資格制度創設の目的である日本語教師の質を確保する観点から、日本語教師が資格取得後も、求められる資質・能力を維持できるよう、平成31年3月「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」に示された「必須の教育内容」を踏まえた更新講習を受講することとする。
- 更新講習は、日本語教師が定期的に最新の知識技能を身に付けることで、自信と誇りを持って教壇に立ち、日本語学習者に質の高い日本語教育を提供できるようになることを目指すものである。
- 公認日本語教師の資質・能力を維持するため、一定時間以上の更新講習の受講・修了を求めることとする。

(2) 対象

- 更新を希望する公認日本語教師に対して10年間の有効期限を経過する前に、更新講習の受講を義務づけることとする。
- 原則として公認日本語教師に更新講習の受講を必須とする。

(3) 内容

- 更新講習の教育内容は、資格制度創設の目的である日本語教師の質を確保する観点から、日本語教師が資格取得後も、求められる資質・能力を維持できるよう、平成31年3月「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」に示された「必須の教育内容」を踏まえた内容とする。
- 教育内容のうち、必修・選択の区分及び単位時間の配分等については、教員免許更新制を参考に別途検討を行った上で、定めることが適当である。
- 更新講習は、現職日本語教師研修の教育内容とは区別して考えることが適当である。

(4) 講習実施機関及び実施体制

- 日本語教師養成課程を実施する大学及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関とする。
- 更新講習の実施方法については、日本語教師が受講しやすいように時期を設定するとともに、通信やeラーニング・放送による受講が可能な仕組みを認めることが適当である。

8. 日本語教師の資格の社会的な位置付けをどのようにすることが適当か

- 「生活者としての外国人」や留学生、就労者、児童生徒など国内外で増加する日本語学習者に、質の高い日本語教育を提供する必要があることから、公認日本語教師は専門家としての日本語教師に求められる資質・能力を有することを広く証明するため、公的な資格とする必要がある。
- 日本社会におけるコミュニケーションの基盤となる日本語教育の充実を図ることは、我が国の社会の安定・活力につながるとともに、国際競争力の強化にも資するものであり、極めて重要であることから、日本語教育に従事する者の資質・能力を担保することは、日本社会にとって必要不可欠なものである。国内外を問わず、多様な業界にわたり専門家としての日本語教師の活躍が期待されていることから、公的な資格とすることが適当である。
- 技能実習や特定技能などの外国人労働者が日本社会において力を発揮し、住民と共に地域社会の担い手となっていくためには、日本語の力が重要な鍵となることは言うまでもない。留学生施策においても、高度人材の輩出や就職促進などの成果を上げる上で、日本語教育は重要である。人を育て社会を作る日本語教師には相当の資質・能力が求められることから、社会的に認知される公的な資格とすることが適当である。
- 資質・能力が証明された公認日本語教師が日本語教育機関や地域の日本語教室、学校、企業等において活躍することによって、外国人の社会包摂に寄与するものである。
- 公認日本語教師を名称独占の国家資格として制度を設計することが適当である。
- 「公認日本語教師」以外の日本語教育人材が求められる場で日本語を教えることを妨げるものではない。

9. その他（詳細な検討が必要な事項について）

【資格制度創設の目的（再掲）】

- ①日本語教師の質の確保
- ②日本語教師の量の確保
- ③日本語教師の多様性の確保
- ④日本語教師の資質・能力の証明

上記目的を踏まえつつ、試験、更新講習、試験の免除、指定試験機関、指定登録機関及びその他資格制度の実施に関連する事項の詳細については、具体的な実施の在り方等の検討を行うものとする。

（1）試験について

○試験の内容のほか、試験の方法について今後検討する必要がある。（再掲）

（2）更新講習について

○教育内容のうち、必修・選択の区分及び単位時間の配分等については、教員免許更新制を参考に別途検討を行った上で、定めることが適当である。（再掲）

（3）試験免除等の措置について

○試験免除（全部または一部）の対象及び範囲等については、試験の受験状況や合格率、日本語教師としての就職率等の進路の状況など具体的なデータや実績等を踏まえつつ検討を行うことが必要である。

○検討に当たっては、文化庁において実施する日本語教育総合調査「日本語教師養成課程又は講座に関する調査」等の結果を踏まえることが必要である。

○試験免除等の措置については、以下のような意見がある。

【試験の免除は行わないこととする】

- ・一定の質を担保する観点から試験受験を原則とする以上、試験の一部免除は行わず、公認日本語教師となる者は、一律に試験を受け合格した者とすべきではないか。
- ・大学の日本語教師養成課程については、教育内容を含めて大学の裁量に任されており、ばらつきが大きい現状があることから、主専攻の課程に対して試験免除とすることは、資格の質の観点から適切ではないのではないかと。
- ・大学の主専攻は、必ずしも実践家としての日本語教師を養成することを目指すものばかりではないことから、一律に試験免除とすることには問題があるのではないかと。

- ・公的な資格として位置づけるのであれば、試験受験者に対する公平性の観点から特定の機関団体を優遇することなく、等しく開かれた制度とすることが必要ではないか。

【試験の一部免除を検討する】

- ・文化庁届出受理日本語教師養成研修については、一定の質が担保されていると考えられることから、一部免除として良いのではないか。
- ・大学（主専攻・副専攻）も文化庁届出受理日本語教師養成研修においても、必須の教育内容を踏まえた教育内容が最低限実施されていることが確認できる場合は、試験の一部免除を検討してよいのではないか。
- ・シニアや育児を終えた女性など、多様な背景を有する者が日本語教師として活躍することが想定されることから、日本語教師の養成には多様なルートを確保しておくことが重要である。中でも文化庁届出受理日本語教師養成研修は、その修了者の多くが法務省が告示をもって定める日本語教育機関の教員となっているという実績もあることから、一部免除を検討するのが適当ではないか。
- ・一部免除の範囲として、必須の教育内容の基礎問題についてのみ免除有りとし、より深い知識を問う論述問題等は、日本語教師の質を確保する観点から免除せず、試験は全員が受験するという制度の原則を維持することが必要ではないか。

【試験の全部免除を検討する】

- ・大学の場合、主専攻 45 単位以上と副専攻 26 単位以上とがある。両方を同一条件にするのは適当ではないのではないか。主専攻修了者は、試験免除にしてはどうか。
- ・資格の制度を構築する上で、大学において将来的な日本語教育の研究者層の厚み・深みを生み出し、日本語教育の実践的学問的な位置づけを高めていくことについても考慮すべきではないか。
- ・公認日本語教師になる者は、今後、教員免許と同様に、大学の主専攻で養成されるようにしていくことが望ましいことから、大学の主専攻は試験免除としてはどうか。
- ・日本語教師の養成に係る昭和 60 年報告「日本語教員の養成等について」からの歴史を踏まえ、主専攻の位置づけを正當に評価する必要があるのではないか。
- ・大学の日本語教師養成課程に対して教職課程に準じて課程認定した上で、試験免除としてはどうか。

(4) 指定試験実施機関・指定登録機関に求める役割について